

N 中央労福協ニュース NEWS LETTER

労働者福祉中央協議会（中央労福協）

発行人 南部 美智代

No. 161

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町 3-8 中北ビル 5F

Tel 03-3259-1287 URL <https://www.rofuku.net>

2030 年に向け新たな一歩を



挨拶する中央労福協・神津里季生会長＝1月7日、東京都内

来賓ご挨拶

日本労働組合総連合会
相原 康伸 事務局長日本弁護士連合会
平沢 郁子 副会長日本協同組合連携機構
馬場 利彦 専務理事

2020 年中央労福協・事業団体新年交歓会を開催

中央労福協は 1 月 7 日、東京都内で新年交歓会を開催した。事業団体をはじめ労働団体、地方労福協、政党・議員、関係団体、法律家、研究者など約 200 名にご出席いただき、新年の門出を盛大に祝った。

主催者を代表し挨拶した中央労福協・神津里季生会長は、昨年の総会で決定した理念および 2030 年ビジョンの達成に向けて、「福祉はひとつ」の精神のもと加盟団体はもちろん様々な関係団体とのネットワークを強固なものとし、着実な一歩を刻む 1 年としたいとの抱負を語った。

続いて来賓を代表し、連合・相原康伸事務局長、日弁連・平沢郁子副会長、JCA・馬場利彦専務理事より連帯のご挨拶をいただいた。乾杯のあとは、事業団体の代表者の方々より新年のご挨拶と事業の PR をいただいた。

中央労福協
吉田 正和 副会長中央労福協
南部 美智代 事務局長

各事業団体代表者による新年のご挨拶と事業の PR



東部ブロックより 東部労福協 第54回定期総会の開催

東部労福協は12月4日、千葉市で第54回定期総会を開催した。東部労福協は関東地方1都6県と新潟、長野、山梨、静岡で構成されており、本総会には約50名が参加し2020年度の活動方針などを決定した。

議長には千葉県労福協の林田博史副会長が選任され、小林直哉会長の挨拶、開催県、来賓の挨拶と続いた。中央労福協からは南部美智代事務局長が来賓挨拶を務め、総会への祝辞と中央労福協の「2030年ビジョン」の実現にむけた新たな決意を語った。議事は2019年度活動報告、2019年度会計・監査報告、2020年度活動方針、予算、役員体制が審議されすべてが承認された。最後にスローガンが採択され中山千弘副会長の挨拶で閉会した。また、記念講演として地元千葉県で活動する社会福祉法人生活クラブ風の村の池田徹理事長から「生活クラブ風の村と生活クラブ千葉グ



挨拶をする小林会長

ループの活動について～生活困窮者・社会的孤立者への事業を中心に～」と題した講演が行われた。

北部ブロックより 北部労福協 第55回定期総会を開催

秋田労福協に事務局が交代

北部労福協は12月9日、札幌市内において第55回定期総会を開催し、北海道・東北の各県労福協および加盟団体等から45名が出席した。

冒頭、工藤和男会長は「労福協の役割はますます高まっており、様々な団体が連帯・協同し、つながるところから2030年ビジョンの具現化に取り組んでいこう」と挨拶した。続いて、中央労福協・南部美智代事務局長、北海道労福協・出村良平理事長、連合北海道・杉山元会長より来賓挨拶を受けた。

総会では、2020年度活動方針案などすべての議案が満場一致で承認された。また、役員改選に伴い事務局が北海道から秋田県に移り、会長と事務局長には秋田県労福協の黒崎保樹会長と高橋暢嘉事務局長が就任した。最後に「東日本大震災をはじめとした自然災害を風化させることなく、復旧・復興・再生に向けた歩みを止めてはならない」



新任の挨拶をする黒崎新会長

などの総会宣言を採択して閉会した。

総会終了後の特別講演では、こくみん共済coop北海道・東北統括本部の大瀧淳彦さんを講師に、政府の社会保障改革で議論されているポイントを押さえつつ、これからの生活保障をどう設計していくかを学ぶとともに、自然災害による被害に備え無保障者を解消することの重要性について認識を共有した。

連載

助け合い・支え合いの現場から



一般社団法人
静岡県労働者福祉協議会 前専務理事

大滝 正 さん

静岡県清水市（現静岡市）生まれ。静岡県労金の役職員を経て、2016 年 6 月から 3 年間、静岡県労福協専務理事に就任。2017 年 6 月からは、福祉基金協会専務理事も兼務。労金在籍時から労福協活動に関わる。役員就任時には、フードバンクふじのくに副理事長や県ボランティア協会理事などを歴任。福祉の活動を会員と共に進めると共に、地域における福祉関係の団体との連携を重視してきた。

現在は、フリーな立場でホームレス支援のビッグイシューの活動をボランティアとして進めている。

この連載について

中央労福協では 2018～2019 年度活動方針、2018 年度活動計画でニュースレターの内容の充実化のひとつとして連載記事の掲載を確認しています。

2018 年 6 月からスタートした本連載企画「助け合い・支え合いの現場から」では、地方労福協を退任された役員で、現役当時に労福協運動の発展に取り組まれた方々からお話を伺います。日々目まぐるしく変わりゆく社会情勢の中で、「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」の実現に向け、その豊富な経験や運動への思いを語って頂き、労福協運動を次の世代へと伝えていくことをねらいとしています。

第 3 弾は静岡県労福協で 2016 年より専務理事を務められた大滝正さんです。労働団体、事業団体などが強固に連携、意思疎通を図りながら、また地域とのつながりの中でさまざまな福祉の活動を展開する静岡県労福協。労働者福祉を中心とした幅広い活動にかける大滝さんの熱い思いを全 6 回に渡って連載します。

静岡の労福協運動の原点を踏まえて



1964 年の創立総会時の写真

●はじめに

私は、2019 年 6 月に（一社）静岡県労働者福祉協議会の専務理事を退任した大滝です。この度、中央労福協からご依頼をいただき、静岡県における労働者自主福祉の活動を 6 回に渡り執筆させていただくことになりました。1979 年 4 月に静岡県労働金庫に入庫し、労金で 37 年間、労福協で 3 年間、労働者福祉運動の専従者として活動に従事させていただきました。多くの方にご指導ご支援いただいた結果として今日の自分があると思っていますので、その恩返しの意味も込めてこのシリーズを担当させていただきます。なお、『「助け合い・支え合いの現場から」静岡県における労働者福祉運動』と銘打っていますが、自分自身が何かしらの立場で体現できた部分のみの表現となりますので、もっと様々な観点で静岡県の運動を語れる人が多くいますが、その点はあくまでも大滝サイズである点をご容赦いただきたいと思います。

●労福協 2020 年ビジョンを受けて

昨年 11 月に中央労福協は総会において、「労福協 2030 年ビジョン」を採択しました。そのビジョン作成のワーキングにも参加させていただき、特に 2020 年ビジョンの総括なり成果なり課題等について意見を述べさせていただきました。2030 年ビジョンは、2020 年ビジョンの大きな方向性を引き継いでいますので、2020 年ビジョンにおける静岡県の活動を中心として紹介することで、多少なりとも各都道府県労福協における 2030 年までの取組みへの参考になればと思います。

●静岡における「労福協運動の原則」

最初に、各取組み内容に入る前に、紹介したいものがあります。「労福協運動の原則」として 1974 年に制定されたものです。もう 46 年も前のものですが、現在でも錆びることなく、この内容こそが静岡の運動そのものを示しています。私も、日常的に何かを考えるときには、必ずこの原則に立ち戻るようにしていましたので、バイブル的な位置づけであると思ってください。（次頁に続く）

■労福協『運動の原則』 昭和49年（1974年）2月制定

私たちが、基本理念の実現をめざして労働者福祉運動を進めていく場合

- (1) 労働者福祉運動は、労働者を中心とした職場や地域における永い闘いの歴史の中から生み出されたものであり、労働者の諸要求を実現する闘いの主体的条件である統一と団結の為に欠くことのできないものである。
- (2) 労働者福祉運動は、労働者の経済要求のうち、福祉に関する要求を通じて労働者の暮らしを高めていくものであり、その要求は保守的政治や資本のおこなう福祉とは本質的に相違するという意識で組織されていくものである。
- (3) 労働者福祉運動は、国にたいする社会保障拡充の闘い、資本にたいする企業内福祉の闘い、労働者の意思に依拠しておこなわれる協同事業の活動、これらの総合した力の中で拡大し発展していくものである。
- (4) 労働者福祉運動は、暮らしの基盤である地域を活動の拠点とし、組織、未組織を問わず、全ての労働者、家族を集結した活動として進めなければならないし、各地域の活動は、固く結び合わなければならないものである。
- (5) 労働者福祉運動における協同事業活動は、協同組合の理念、原則にもとづいて活動し、再収奪と闘い、労働者の福祉要求実現の闘いを促進していかなければならない。

この原則を守りながら静岡の運動が展開されていますので、この後の紹介する各取組みにおいて確認していただければと思います。次回以降、2020年ビジョン制定以降に静岡県が取組んできた労働者自主福祉運動の活動を報告させていただきます。

連載 52 二〇二〇年一月

協同組合と政治的中立②

ICA（国際協同組合同盟）の原則だというのが

これまでの政府の答弁によると、生協法の「政治的中立」は、一九三七（昭和十二）年にICAが定めた原則にあったからだという。確かに当時のICAの原則の一つには「政治的宗教的中立」があった。ならば、どうして同じ協同組合である農協法や信用金庫法には盛り込まなかったのか、という問いに対しては、「創設時にこのような規定を置く必要性があったのかどうか、個々に判断した結果」と答えるのみで、さっぱり要領を得ない。

このICA原則は、一八四四年に創設されたロッチデール先駆者協同組合の掲げた原則を踏襲したものだ。当時イギリスでは、差別されていたカトリック教徒が平等な市民権を得た直後であり、またようやく団結禁止法が廃止され、普通選挙を求める運動が強まっていた時期で、個人の思想・宗教の自由が不安定な時代であった。つまり、「政治的宗教的中立」の原則は、組合員の信仰と思想の自由を謳ったもので、いかなる宗教的・政治的背景を持つ人でも、組合員になれることを保障する意味であり、現在わが国で解釈されている政治活動の禁止とは全く無縁のものであったのである。そのICAの原則は昭和四十一年に改正され、政治的宗教的中立原則は「開かれた組合員制度（第一原則）」に組み込まれ「社会的政治的宗教的差別を受けることなく：加入できる」と、ほんらいの意味に立ち返っている。

ところで、生協法は、もともと日協同盟（日本生協連の前身）が作成した昭和二十二年六月案をベースに、先進的なGHQの担当者との協力で原案が作られたのだが、GHQの担当者が突然解任されたため、宙に浮いてしまったのである。その原案には「政治的中立」は入っていない。その後、日協同盟が関わりなくなった途端、翌年厚生省が主導した生協法案に挿入されたのだった。

生協陣営が、「この原則制定の歴史に顧みて、政治的宗教的『自由』の意味に解せられるべきものであるが、政治的活動『禁止』の弾圧法にすり替えられる恐れがある」と強く反対したのは当然であった。案の定、制定当時の生協陣営が懸念したとおり、今日では政治的活動を禁止する条文として生協や労働金庫の行動を制約し続けているのである。農協法にはない理由は次号で（高橋均）